

相手国政府・ 相手国関係機関 (注1)	名 称	援 助 又 は 協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額と期限 (注2)	署名日 署名地 (効力注3) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
セントクリス トファー・ネ ーグイス	水産関連機械整備計画のための 贈与に関する日本国政府とセン トクリストファー・ネーグイス 政府との間の交換公文	水産関連機械整備計画を実施するために必要な生産物 及び役務の購入	184,000千円 H30.10.31まで	H27.6.12 ボラソズ (アンテ イグア・ バーブ グ)で (同日)	日本側 手塚義雅在セント クリストファー・ネーグ イス大使 (トリニダード ・トバゴにて兼轄) セントクリストファー・ネ ーグイス側 ユージーン・ ハミルトン健康兼保健兼 国民健康保険兼人間居住 兼コミュニティ開発兼ジ ェンダー兼社会サービス 兼国土兼共同組合大臣	H27.6.25 210号
セントクリス トファー・ネ ーグイス	セントクリス トファー・ネ ーグイス政府とセントクリス トファー・ネーグイス政府との間の 交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両 政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	100,000千円 -----	H27.12.4 バセデー ルで (同日)	日本側 岡田光彦在セント クリストファー・ネーグ イス大使 セントクリストファー・ネ ーグイス側 ヤーク・アソ ー外務・航空大臣	H27.12.22 446号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。